

那覇市自転車駐輪場利用約款

(総則)

第1条 那覇市(以下「本市」という。)が、本市の管理する道路上に白線若しくは駐輪機で駐輪場所を明示する方法により設置し、管理する自転車駐車場(以下「駐輪場」という。)は、この約款に同意のもとで利用できます。この約款は、民法(明治29年法律第89号)第548条の2第1項に基づく定型約款です。

(駐輪する場の提供)

第2条 駐輪場は、自転車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。)を、第5条に規定する時間駐輪できる場所を提供するものであり、自転車を長時間駐輪したり、原動機付自転車(道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)その他の物を保管・管理したりするためのものではありません。

(免責)

第3条 本市は、駐輪場における自転車、その付属物または積載物の盗難、紛失、汚損、破損、故障その他の不具合について一切責任を負いません。また、天災地変、戦乱、暴動、火災その他の不可抗力、不正駐輪による出庫妨害その他の第三者の行為、この約款に依らない不正な利用方法その他の本市の責めに帰すことのできない事由に起因して、駐輪場の利用者及び自転車の所有者または使用者が被った損害について一切責任を負いません。

(駐輪場の休止及び制限)

第4条 本市は、駐輪場の安全確保、補修、その他の理由により、駐輪場の全部又は一部の利用を休止し、又は制限することができます。

(利用料金及び駐輪時間)

第5条 駐輪場の利用料金は無料とし、駐輪時間は1回の利用につき継続して24時間以内とします。

(駐輪することができる自転車)

第6条 駐輪場には、自転車に限り駐輪することができます。

2 自転車であっても、次の各号に掲げる事項に該当するものは駐輪できません。

- (1) 自転車本体、付属装着物及び積載物の変形或いは破損により、駐輪場の施設若しくはほかの自転車を損傷させるおそれがあるもの
- (2) 危険物、有害汚染物質、その他安全若しくは衛生を害するおそれのあるもの、又は悪臭、液汁漏出の原因となるものが付着若しくは積載しているもの

(駐輪場の利用方法・特に配慮すべき事項)

第7条 駐輪場は、本市が白線で区画した範囲内若しくは本市が設置した駐輪機に駐輪する方法で利用してください。その際、次の各号の事項については特に配慮してください。

- (1) 盗難防止のため、施錠などの措置をとること
- (2)ほかの自転車の駐輪及び出入場を支障する方法で駐輪及び出入場を行わないこと

(禁止行為)

第8条 駐輪場では、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 自転車の駐輪以外の用途に利用すること
- (2)ほかの自転車の駐輪を妨げるおそれのある駐輪方法及び行為をすること
- (3) 第5条に規定する時間を超えて自転車を駐輪すること
- (4) 駐輪場の施設及びほかの自転車を汚損、損傷、滅失するおそれのある行為をすること
- (5) その他駐輪場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為をすること

(放置自転車等の取扱い)

第9条 本市は、駐輪場において、原動機付自転車及び第5条に規定する時間を超えて駐輪されている自転車(以下「放置自転車等」という。)から離れようとしている利用者に対し、当該放置自転車等を適切な場所に移動させるよう求めることができますものとし、

2 本市は、前項に規定する放置自転車等について、ステッカーを貼付する等により、当該

放置自転車等の利用者、所有者若しくは使用者(以下「利用者等」という。)に対し、当該放置自転車等を適切な場所に移動させるよう求めることができるほか、駐輪場において自転車を駐輪できる場所を公衆の用に供するため必要な場合は、当該放置自転車等を直ちに撤去し、本市が指定する場所に保管することができるものとします。

- 3 本市は、前項に規定する移動の求めの日から起算して6日を経過してもなお当該放置自転車等が適切な場所に移動されない場合は、当該放置自転車等を撤去し、本市が指定する場所に保管することができるものとします。
- 4 本市は、前2項に規定する撤去の場合において、当該放置自転車等が電柱、柵その他の工作物に係留されていること等により撤去することが困難であると認めるときは、係留に用いられている器具の切断その他の必要な措置を講ずることができるものとします。この場合において、当該措置により生じた損害については、本市は、その責めを負わないものとします。
- 5 本市は、第2項又は第3項に規定する保管を開始して以降に当該放置自転車等について生じた損害については、本市の故意、又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。

(廃棄物としての処分)

第10条 本市は、前条第2項又は第3項の規定により撤去若しくは保管した放置自転車等について、那覇市自転車等の放置防止に関する条例実施要綱(令和3年10月25日都市みらい部長決裁)第7条に規定する基準に照らして廃棄物と認定できるときは、直ちに廃棄等の処分ができるものとします。この場合、本市は、利用者等が当該放置自転車等に係る所有権その他一切の権利を黙示的に放棄したものと認定し、民法第239条第1項に基づき、本市が当該自転車等を無主物として先占し、所有権を取得することができるものとします。

(保管に伴う措置)

第11条 本市は、第9条第2項又は第3項の規定により放置自転車等を保管したときは、次の各号で定める事項を公示するとともに、当該放置自転車等を返還するため、その利用者等について台帳記録等により警察及びその他関係団体へ照会できるものとします。

- (1) 放置されていた場所
 - (2) 保管を開始した年月日
 - (3) 標識番号(地方税法(昭和25年法律第226号)第463条の18第3項に規定する標識に表示する番号をいう。)、防犯登録番号(自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第12条第3項に規定する防犯登録に係る登録番号をいう。)その他の特定に必要な事項
 - (4) 返還を行う場所及び日時
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 2 本市は、前項の規定による公示の日から起算して30日を経過する日までに当該公示に係る放置自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するときは、当該放置自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができるものとします。この場合において、当該放置自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、本市は、当該放置自転車等につき廃棄等の処分をすることができるものとします。
 - 3 本市は、第1項の規定による公示の日から起算して6月を経過する日までに当該公示に係る放置自転車等について、返還することができない場合は、利用者等が、当該放置自転車等に係る所有権その他一切の権利を黙示的に放棄したものと認定し、民法第239条第1項に基づき、本市が当該自転車等を無主物として先占し、所有権を取得することができるものとします。

(保管した放置自転車等の返還手続き)

第12条 利用者等は、第9条第2項又は第3項の規定により保管した放置自転車等の返還を受けようとするときは、本市に対して、次の各号のいずれかにより当該放置自転車等の利用者

等であることを証するとともに、次項で定める額の返還手数料を支払うことにより、第 9 条第 2 項及び第 3 項に規定する本市が指定する場所において、返還を受けることができるものとします。

- (1) 当該放置自転車等の所有者であることを証することのできる資料(購入時の領収書、販売店署名入りの取り扱い説明書または防犯登録証等)
 - (2) 盗難防止のチェーン等のカギ等
 - (3) その他市長が認める方法
- 2 前項に規定する返還手数料の金額は、次の各号にそれぞれ定める額とします。
- (1) 原動機付自転車 4,000 円
 - (2) 自転車 1,000 円
- 3 本市は、利用者等が放置自転車等の放置をしたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、前項に規定する費用の支払を免除することができるものとします。
- 4 第 1 項の規定は、前条第 2 項前段に規定する売却代金を返還する場合についても適用するものとします。

(原状回復及び損害賠償)

第 13 条 利用者は、駐輪場の施設を汚損、損傷又は滅失した場合は、本市の指示によりこれを直ちに原状に復し、又はその損害を賠償するものとします。

(約款の変更)

第 14 条 本市は、変更の内容及び効力発生日を予め公示することにより、この約款の内容を変更することができるものとします。このとき、変更後の規定の効力は、当該公示に記載した効力発生日から生ずるものとします。

この約款は令和 6 年 10 月 1 日から施行します。